

2021年7月12日

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特別取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられたお客さまに、謹んでお見舞い申し上げます。
一日も早いご回復と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。
当社では、影響を受けられたお客さまを対象に、各種お手続きに関する下記の特別取扱いを実施しますのでお知らせいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長

保険料の払込が一時的に困難となったお客さまについては、お申し出により、保険料の払込猶予期間を最長2022年1月31日まで延長いたします。

なお、既に保険料のお払込みに関する特別取扱いをご利用中のご契約につきましては、2021年7月31日までとする保険料の払込猶予期間に変更はございません。

2. 保険金および貸付金等諸支払請求の簡易迅速なお支払い(継続)

ご請求手続きに必要な書類を準備することが困難なお客さまについては、お申し出いただくことで、ご請求手続きに必要な書類を一部省略する等、お客さまの個別事情を勘案した簡易迅速なお取扱いをいたします。

以上

< お問合わせ >

ご不明な点は当社コールセンター(お客さまサービスセンター)にご連絡をお願いいたします。

三井住友海上プライマリー生命 コールセンター(お客さまサービスセンター)

フリーダイヤル 0120 - 81 - 8107

受付時間: 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00